

平成 30 年度第 11 回教育研究評議会議事要録

日 時 平成 31 年 3 月 7 日(木) 15:00～16:10

場 所 事務局第 1 会議室

出席者：山口学長、伊藤理事、重原理事、平林理事、秋山理事、中林副学長、井口副学長、堀田副学長、川又副学長、井口人文社会科学研究科長、市橋教養学部長、柳澤経済学部長、薄井教育学部長、坂井理工学研究科長・理学部長、黒川工学部長、末松評議員（人文社会科学研究科）、山本評議員（教育学部）、堀尾評議員（理工学研究科）

◎ 前回議事要録の確認

議事に先立ち、事務局から配付資料 1 に基づき説明があり、承認された。

【報告事項】

1. 平成 30 年度教員活動評価実施報告書について
川又副学長から、配付資料 2 に基づき、教育・研究等評価室で取りまとめた平成 30 年度教員活動評価実施報告書について報告があった。
2. 平成 30 年度教職大学院認証評価結果案について
薄井教育学部長から、配付資料 3 に基づき、教員養成評価機構による教職大学院認証評価結果案について説明があった。

【審議事項】

1. 名誉教授の称号授与について
学長から、配付資料 4 に基づき、各部局から推薦のあった 11 名の候補者について、埼玉大学名誉教授称号授与規則第 4 条に基づき審議したい旨説明があった。
次いで、該当部局長等から候補者の略歴等について紹介があった。その後、投票により、11 名の候補者全員に名誉教授の称号を授与することが了承された。
2. 教員の時間回復のための施策に伴う関係規則等の改正について
平林理事から、配付資料 5 に基づき、時間回復プロジェクトチームから報告のあった「研究力／人材育成力の強化に向けた時間回復策検討・実施報告書」に基づき、全学及び各部局において、教員の研究時間及び教育時間の回復を図るための体制を整備し、時間回復策を推進するために、関係規則等について所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、承認された。

3. 働き方改革関連法施行に伴う関係規則等の一部改正について
平林理事から、配付資料 6 に基づき、働き方改革関連法の施行に伴い、関係規則等について所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、承認された。
4. 国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則の一部改正について
平林理事から、配付資料 7 に基づき、無期労働契約へ転換した非常勤教職員の勤務評定を実施するため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、承認された。
5. 平成 31(2019)年度計画（案）について
川又副学長から、配付資料 8 に基づき、平成 31(2019)年度計画（案）について説明があり、審議の結果、承認された。
6. 国立大学法人埼玉大学研究機構レジリエント社会研究センター規程の一部改正について
伊藤理事から、配付資料 9 に基づき、本センターの設置期間の延長（5 年間）に伴い、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、承認された。
7. 国立大学法人埼玉大学軽井沢荘規則の一部改正について
重原理事から、配付資料 10 に基づき、使用者の責に帰することができない事由により軽井沢荘を使用できない場合に、既納の使用料を還付することができるよう、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、承認された。

【その他】

1. 2019 年度定例会議開催日について
福島総務課長から、配付資料 11 に基づき、2019 年度定例会議開催日について説明があった。

<次回日程>

4 月 25 日(木) 15:00～